

八幡浜地区施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例

〔平成7年 3月31日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 平成17年 3月28日条例第 5号 平成28年 3月16日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八幡浜市条例第34号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 八幡浜地区施設事務組合職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（平成3年条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、従前の定めにより与えられた休暇は、この条例によつて与えられたものとみなす。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。